

2024年6月吉日

会員各位

一般社団法人 日本音楽出版社協会

会長 稲葉 豊

音楽出版社と作家のより良いパートナーシップの実現にむけて

当協会（以下「MPA」といいます）では、音楽出版社である会員社の皆様と、著作者である作家の皆様が抱える様々な課題について、FCA（一般社団法人日本音楽作家団体協議会）との意見交換の場として「MPA・FCA 懇話会」を設け、昨年11月より定期的を開催しております。

この懇話会の中で、MPAは、著作権契約をはじめとする様々な案件やFCAの提案等に関し、音楽出版社の本来の役割や、会員社の皆様が作品の利用開発のために行っている様々な活動の実態について、具体的な事例や目的等を挙げて説明を行なってきました。その結果、音楽出版社の実際の活動・目的等について少なからずご理解を得られたものと考えています。また、この懇話会を通じて、両団体が抱える様々な課題に取り組んでいくための共通基盤が構築できたことをふまえ、今後も継続的に両団体のコミュニケーションを図っていく所存です。

一方、懇話会では、一部の会員社について、著作権契約の条件等を説明しないまま事後的な契約締結を求めるといった事例が見受けられるとの指摘がありました。両団体の度重なる協議を経て作成された著作権契約書（FCA・MPA フォーム）であり、契約条件には期間などの自由度があるにもかかわらず、選択肢がなく、自由度や柔軟性を欠くといった誤解を招く恐れもあることから、大山著作権委員会委員長より著作権委員会・OP研究会等に対して注意喚起を行うとともに、理事会へ報告いたしました。

契約締結にあたっては、契約当事者間の合意が前提であることは言うまでもありませんが、作家の皆様との契約締結及びこれに伴う契約書の送付に際しては、より丁寧なコミュニケーションによる権利確定プロセスのご説明とご配慮をお願いしたく、MPA会員社の皆様にあられたためお知らせいたします。

今後、音楽出版社と作家の皆様が相互のコミュニケーションをさらに深めることにより、最良のビジネスパートナーとして、より一層の相互扶助の環境が醸成されるものと確信しております。MPA会員社の皆様におかれましても、あらためてご共有のうえご対応いただきますようお願い申し上げます。

以上